

(参考3-1)まちづくり協議会の設立手順

(町内会の役員に対して市によるまちづくりの提案、制度等の説明会を実施)

まちづくりの発意

まちづくり協議会設立準備
(役員、各種団体代表、住民有志による勉強会開催)

まちづくり協議会設立

まちづくり協議会の認定申請
(構成員、住民および関係権利者)

- 田園まちづくり計画は、地区住民の皆さんで構成された「まちづくり協議会」が主体となって進めていきます。
- 町内会の役員を中心として、まちづくり協議会の設立に向けての準備を行います。協議会の設立にあたっては、設立の目的、役員を選出を記載した規約を作成する必要があります。
- 手続きの準備が整い次第、地区住民の皆さんから市長に対して「まちづくり協議会」の認定申請を行います。

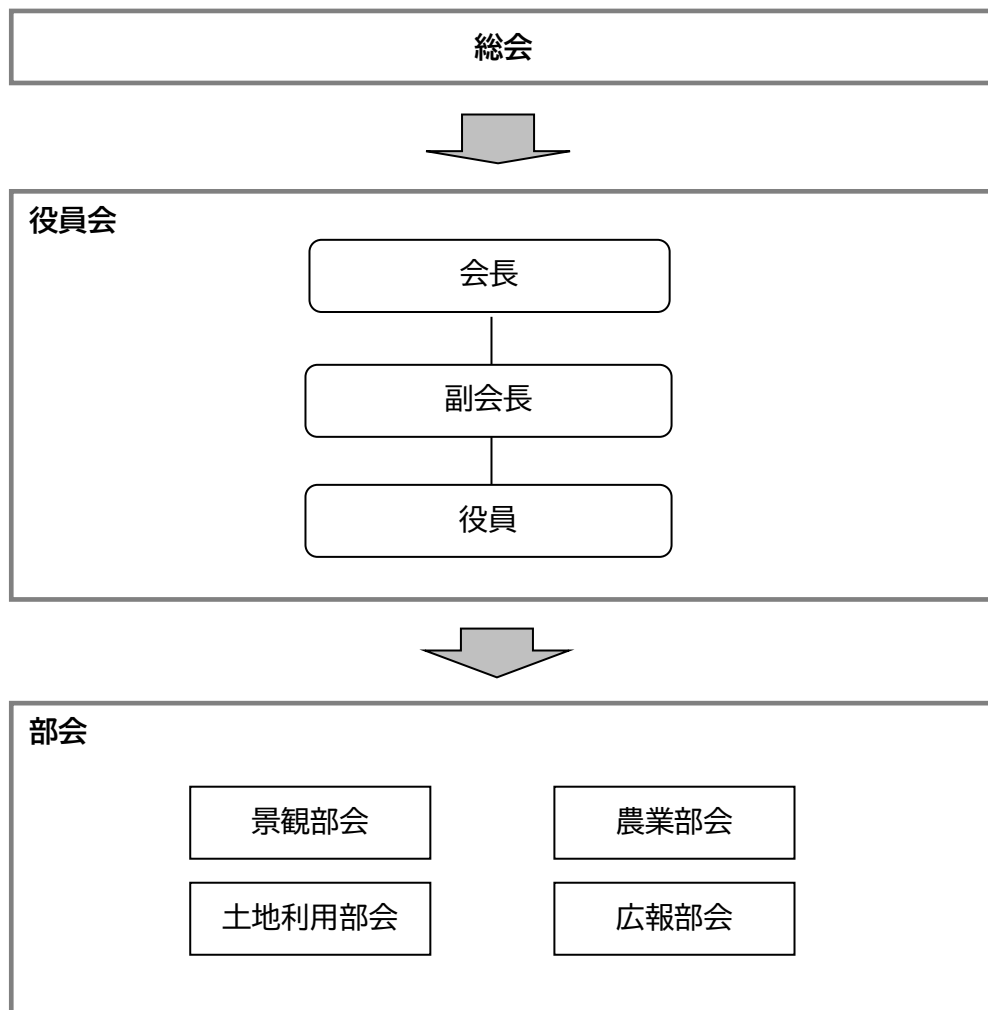
ポイント!

自治会などの既存組織をベースにまちづくり協議会を設立することは、合意形成の面からも現実的手段であると考えられます。ただし、そうした場合であっても、自治会とまちづくり協議会は組織の目的が異なることや自治会に参加していない人もいることなどの理由から自治会＝まちづくり協議会とはならない可能性が高いと考えられます。そのため、組織自体は自治会から独立したものと位置づけることが望ましいと考えられます。

まちづくり協議会の構成員

- ・ 地区内に住所を有する者
- ・ 地区内に土地もしくは建物等を所有する者
- ・ 地区内で事業を営む者
- ・ 利害関係者

(参考3-2)まちづくり協議会の組織について



ポイント!

まちづくり協議会をよりよく運営していくためには、部会機能が大切です。

地区の景観の秩序を守るための「景観部会」や農業の活性化を考える「農業部会」、地域の情報を外部に発信する「広報部会」など、地区にあった部会を設け、それぞれが役割を持たすことで、計画の実現を推進します。

また、それぞれの部会には、まちづくり方針との整合性を審査していく機能を持たせ、審査案件が発生した場合には役員会及び総会を開くなどの対応を図る必要があります。

(参考3-3)まちづくり協議会 規約(作成例)

〇〇地区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「〇〇地区まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、住民主体による地域の将来像を検討し、少子高齢化・人口流出に対応する地域コミュニティの維持や地域活性化による魅力あるまちづくりの推進を目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を〇〇に置く。

(対象区域)

第4条 本会の対象区域は、〇〇町内会の区域とする。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業及び活動を行う。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例（以下「条例」という。）に規定するまちづくりに関する方針及び土地利用計画（以下、両者を合わせて「地区まちづくり計画」という。）の研究及び勉強会、説明会の開催
- (2) まちづくりに向けた意向把握、現地調査等
- (3) 地区まちづくり計画の策定、条例に規定する特別指定区域制度の活用及び特別指定区域の案の策定とその実現に向けての運営
- (4) 景観の形成に関する協定の締結及び運用
- (5) その他本会の目的を達成させるために必要な活動

(会 員)

第6条 本会の会員となる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象区域内に住所を有する者（以下「住民」という。）
- (2) 対象区域内で事業を営む事業者、対象区域内の土地又は建築物の所有者及び対象区域内の土地の借地権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く）の保有者
- (3) その他会長が認めた者

2 前項各号に該当する者であって、本会の会員でない者は、自己を本会の会員として加えるよう文書で会長に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合、会長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。会長は、入会の審査にあたり必要と認める場合、役員会に意見を求めることができる。

4 会員は本会を退会しようとするときは、文書で会長に届け出るものとする。

5 会員が本会の趣旨目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。ただし、除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(運 営)

第7条 本会は次の会議によって運営する。

- (1) 総会 会員全員で行う会議であり、まちづくりに関する重要な事項について決定を行う。

(2) 役員会 本会の合理的で円滑な運営を図るため、本会の運営に関する事項、総会に諮る事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について、審議し決定を行う。

(3) 部会 役員会より委託された事項について、調査、検討を行い、その他本会の運営上必要な事項を調査する。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 委員 ○○名以内
- (4) 書記 ○名
- (5) 会計 ○名
- (6) 監査 ○名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次の方法で行う。

- (1) 会長は総会において住民会員（第6条第1項第1号に定める資格に基づく会員をいう。）の中から選任する。
- (2) 監査は総会において会員の中から選任する。
- (3) 前条第1号及び第6号を除く各役員は、会長が任命する。
- (4) 年度途中において、役員を続けられない事故が起きた場合、役員会において、新役員を補充することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充等による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 委員は、会員の意向集約に努める。
- (4) 書記は、本会の会議録等を作成し、又、資料・記録等を保管する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (6) 監査は、本会の会計事務を監査する。

(総会)

第12条 総会は、住民会員の世帯代表の過半数の出席をもって成立する。なお、やむを得ない事情で出席できない住民会員は、委任状の提出により出席者数に加えるものとする。

2 総会は、会長が招集し、総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会議決事項)

第13条 総会における議決事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する方針の作成、変更又は廃止
 - ア まちづくりに関する計画の名称

- イ 目標及び目標人口
- ウ 集落環境の保全に関する事項
- エ 集落景観の保全と形成に関する事項
- オ 公共施設の整備を図る取組みに関する事項
- カ その他の施設の整備を図る取組みに関する事項
- キ 安全安心対策に関する事項
- ク 歴史、自然を活かす取組みに関する事項

(2) 土地利用計画の作成、変更又は廃止

(3) 特別指定区域の指定の申出（指定の変更の申出を含む。以下同じ。）の案の決定

(4) 規約の決定及び変更

(5) 予算及び決算に関する事項

(6) 本会の解散及び解散時の財産の処分

(7) その他本会の運営に関する重要な事項

2 総会において議決した事項は、公表しなければならない。

3 総会の議事のうち、第1項第1号から第3号までに掲げる議決事項は、出席した住民会員の世帯代表の4分の3以上の賛同をもって決し、その他の議決事項は、出席した住民会員の世帯代表の過半数の賛同をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は会長が必要に応じ招集する。

(縦覧及び意見書)

第15条 会長は、地区まちづくり計画を作成若しくは変更しようとするとき、又は、特別指定区域の指定の申出の案を作成しようとするときは、会員及び周辺住民の意見を反映させるため、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公表するものとする。

2 役員会は、計画案に対する公衆の縦覧及び意見書の提出の手續を定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めのない事項については、役員会において定めるものとする。

2 本会は、町内会等の地域団体とはその役割を区分するとともに、町内会をはじめとする諸団体との連携協力により活動を行うこととする。

附 則

本規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。